

日本医学健康管理評価協議会規約

平成 22 年 2 月 22 日制定

平成 27 年 4 月 9 日一部改正

(名 称)

第 1 条 本会は、日本医学健康管理評価協議会と称する。

(事務局)

第 2 条 本会の事務局は、東京都文京区本駒込 2 丁目 28 番 16 号に置く。

(目 的)

第 3 条 平成 20 年度に開始された、特定健診・特定保健指導により保健事業の枠組みが大きく変わる中で、健（検）診を中心とした保健事業が公正に評価され、保険者が質の高い実施機関や事業者に業務委託できる体制の構築が必要とされる。

また、国民の生涯にわたる健康維持や生活習慣病予防に必要な質の高い保健事業の継続的な提供のため、健（検）診事業における質の評価と向上を図るための対策を推進することを目的とする。

(組 織)

第 4 条 本会に総会及び会議運営の企画・調整を行う幹事会を置く。総会は役員及び構成団体の代表者をもって構成する。

(役 員)

第 5 条 本会に会長、副会長、幹事長及び幹事を置く。

2. 会長及び副会長は構成団体の互選による。
3. 幹事は、構成団体からの推薦による。
4. 幹事長は幹事の互選による。
5. 役員の任期は 2 年とし、再選を妨げない。

(会員の資格)

第 6 条 本会の目的に賛同する者（団体・個人）は、本会の会員になることができる。

(会員の入会)

第7条 本会の会員になろうとするものは、本会が別に定める方法により申し込むこととし、幹事会の議を経て入会を決定する。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員は、法令に定める事由のほか、本会が定める規約に反する行為が認められた場合、その資格を喪失する。

(事業年度)

第9条 本会の事業年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までの年一期とする。

(会 議)

第10条 総会及び幹事会は必要に応じ随時開催するものとする。

(細 則)

第11条 本規約に定めるものの他、本会の運営に関して必要な事項は、幹事会の議を経て別に定めることができる。